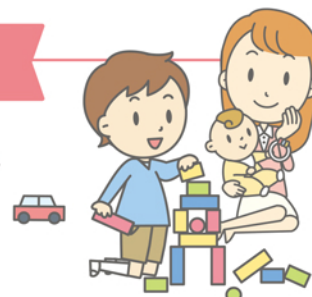


# 子ども・子育て支援金制度が始まります

## 子ども・子育て支援金とは

全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。



令和8年4月分保険料(5月末納付分)から支援金の徴収が始まります。

令和8年度の支援金率は0.23%です。

支援金額は標準報酬月額×支援金率となり、令和8年4月1日以降に支払われる賞与からも同じ率で徴収されます。

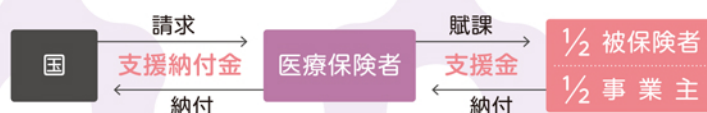
- 海外赴任中の方、任意継続の方も徴収の対象となります。
- 産休・育休中は保険料と同様に免除されます。

〈標準報酬月額が30万円の場合〉  
30万円×0.23%=690円

事業主負担:345円

被保険者負担:345円

### 支援金徴収の流れ



支援金率は段階的に上がり、令和10年度には0.4%程度になることが想定されています。ただし、国が令和10年度の支援金の最大規模を決めているため、今後右肩上がりに増え続けることはありません。

納めた支援金は児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに使われます。

児童手当の  
拡充

妊婦のための  
支援給付

出生後  
休業支援給付

育児時短  
就業給付

こども誰でも  
通園制度

育児期間中の  
国民健康  
保険料免除

詳しくは子ども家庭庁ホームページに記載されています。

## ！ ご家族が被扶養者資格を失ったときは…異動届の提出が必要です

被扶養者が就職や収入増加により資格を失ったときは、お早めに届出をご提出ください。

### 被扶養者資格を失うとき

#### 〈他の健康保険に加入したとき〉

就職して他の健康保険に加入したときは、当組合の資格を失います。パート・アルバイト先の健康保険に加入する場合も同様です。

#### 〈収入が増加したとき〉

被扶養者の収入要件は、下記二つとも満たしている必要があります。下記要件よりも収入が増えた場合は、被扶養者の資格を失います。

①年間130万円未満(月額108,333円未満)\* ②被保険者の収入の1/2未満

\*60歳以上の方、障害年金を受給している方は180万円未満(月額15万円未満) ※配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は150万円未満(月額12.5万円未満)



### ご注意ください!

異動届を提出せずに、当健康保険組合の資格で医療機関を受診した場合は、後日医療費の返還をしていただくことになります。速やかに異動届のご提出をお願いいたします。